

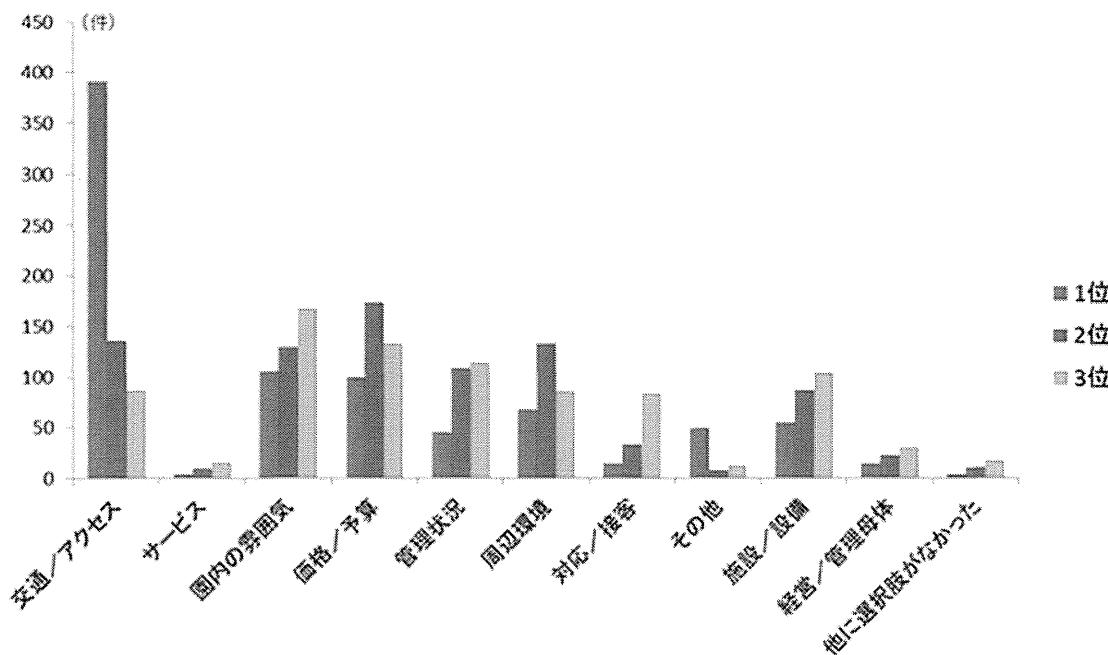
最寄り駅より
最寄りバス停より
大宮駅から
浦和美園から
浦和駅
南浦和駅から
京浜東北線西川口駅よりバス、バスを下車して徒歩
東上線柳瀬川駅より
津田沼駅よりバス、下車後
タクシーで 15 分
小室駅より
四街道駅から千葉内陸バス
姉ヶ崎駅発バス、その後徒歩
現在の最寄り駅は京王相模原線、よみうりランド駅および稻城駅であるが区画整理事業の区域内であるため、開苑時のバス等の状況は不明
南武線津田山駅下車
あざみ野駅からバス、下車後徒歩
長岡駅よりバス⇒徒歩
来迎寺駅より
バス停より徒歩
車で 20 分
車で 15 分
JR 身延線東花輪駅より
上田駅からタクシーで 10 分
上田駅から
西上田駅から
最寄りバス停より
臼田駅より
車で 15 分
公共交通機関を使っての来園は不向きと考える
富士宮駅から車で 30 分
富士宮駅から車で 15 分
市中心部より車で 40 分ほどかかる場所のため、自家用車以外での交通手段は適していない
自家用車
車で 5 分
タクシーで約 15 分

松阪駅より車で 15 分
吹田駅より
東淀川駅より
タクシーで 15 分
タクシーで 10 分
最寄りバス停より
タクシーで 20 分
タクシーで 5 分
馬路駅より車で 3 分
仁万駅から車で 11 分 (タクシー 7 分)
林の市から車で 8 分
車で 30 分
船 (10 分) → 徒歩 5 分
中津駅より車で 25 分
中津駅より車で 15 分
日豊本線西都城駅よりタクシーで 15 分
日豊本線都城駅からタクシーで 10 分
日豊本線西都城駅よりタクシーで 15 分
JR 延岡駅よりタクシー
利用者は自家用車を利用
日向市駅東口から中山崎ま
種子屋久農業組合バス停より
西之表港から
垂水中央バス停より
海瀬バス停より
元垂水バス停より
川内駅からタクシーで 30 分
鹿島港から
志布志駅から車で 8 分
バス停より
市役所から 5 分
名護市字宮里のバスターミナルより
佐良浜漁港から車で 15 分
伊良部漁港から車で 5 分
市役所平良庁舎より車で 10 分

参考 霊園墓地選択のポイントとホンネ ～お墓を選んだ本当の理由から～

参考までに、株式会社鎌倉新書が行った調査「第6回お墓の消費者全国実態調査」（アンケート対象：2014年1月1日から2014年12月31日までに「いいお墓」から資料請求されて、お墓を建立された方。有効回答者数：848人）より、靈園墓地選択のポイントを掲載する。この調査によつても、消費者が靈園墓地を選ぶ際に交通アクセスを重視する傾向が高いことが分かる。

[靈園を選んだポイント]



出典：

株式会社鎌倉新書 いいお墓「第6回お墓の消費者全国実態調査」

URL : http://www.e-ohaka.com/research/research_1501/research_02.html

遺（焼）骨委託者の条件について

遺（焼）骨委託者の条件

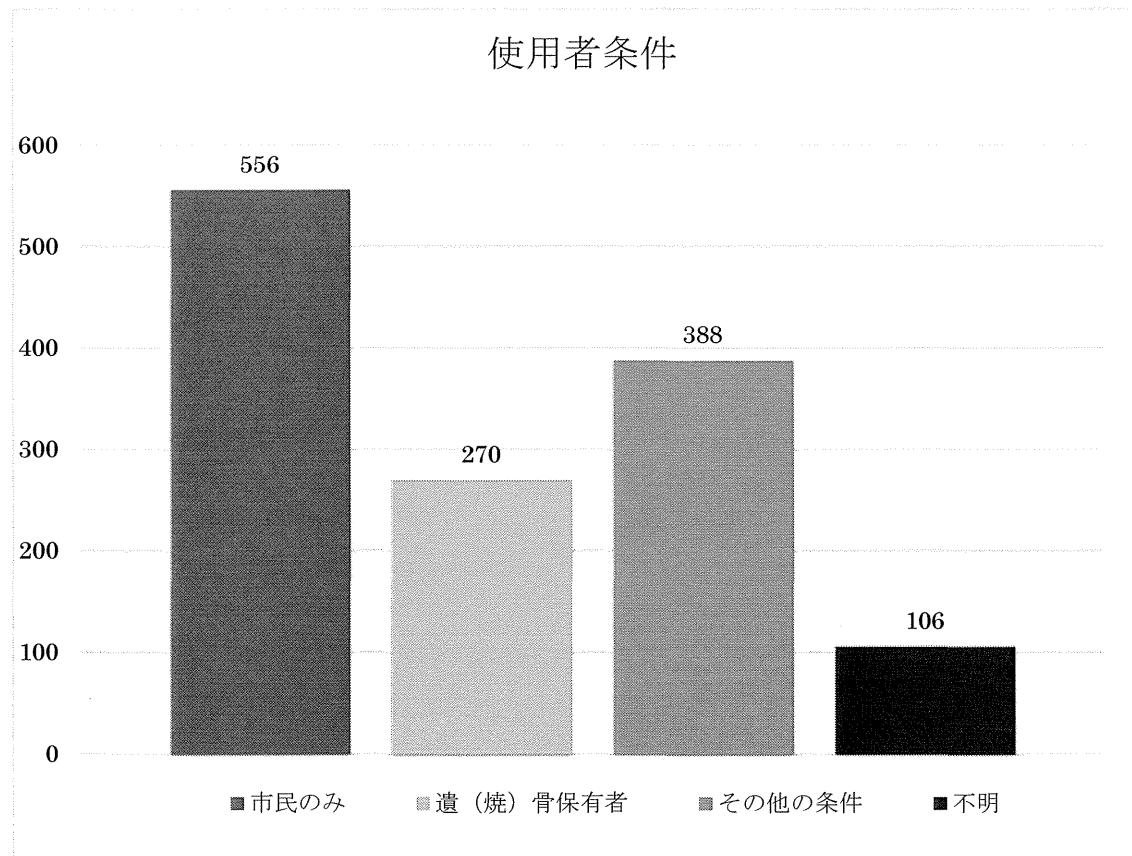
遺（焼）骨委託者の条件について尋ねた（複数回答）。これによると、市民のみに使用を許可しているケースが 556 件ともっとも多い結果になった。

「その他の条件」と回答した 388 件について、その内訳を整理してみると「（該当する市に）本籍、または住所を有する」という条件を設けているという回答が 226 件と最も多い。次いで「一定期間以上在住」51 件となった。墓地の供給が住民（元住民を含む）を対象としたサービスであることが確認できる。

なお、申し込みについてはこのように居住条件を付けているが、継承者については不問とするケースが多々見られる。

【使用者条件】

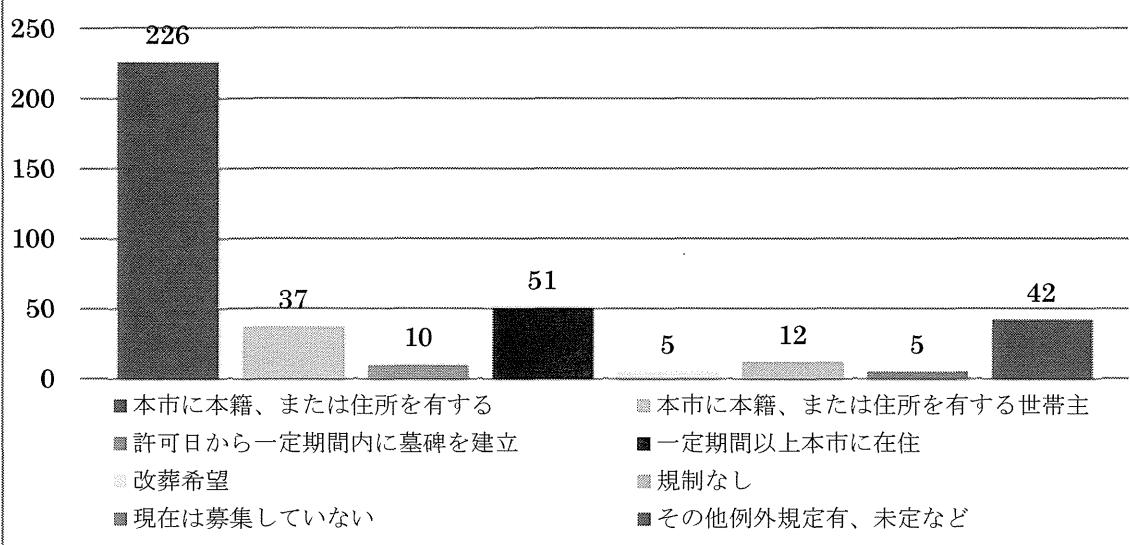
市民のみ	遺（焼）骨保有者	その他の条件	不明
556	270	388	106



【その他条件について】

本市に本籍、または住所を有する	本市に本籍、または住所を有する世帯主	許可日から一定期間内に墓碑を建立	一定期間以上本市に在住	改葬希望	規制なし	現在は募集していない	その他例外規定有、未定など
226	37	10	51	5	12	5	42

その他の条件の内訳



【他の条件について（抜粋）】

貸出時は市民であったがその後転出した場合も有
市営になる以前の使用者
市民および市長が特に認めたもの
当初申請は市民のみ、承継後は不問
<ul style="list-style-type: none"> ・市民または本籍が青森市 ・同一世帯で市営霊園を使用していない
市内に墓地を有していない
市に住所、または本籍を有するもの
過去、現在において、三沢市に住所または本籍を有している方
<ul style="list-style-type: none"> ・市に本籍を有する方 ・将来市に住所を有する見込みの方など
焼骨を所有している者、もしくは使用許可から2年以内に墳墓を設置する意思があると認められるもの
使用開始時に市に住民登録または本籍を置く者
市内に住所または本籍を有する方、かつ、遺骨（焼骨）を有する方

・秋田市に住所または本籍を有する方
・遺骨があり埋蔵する墳墓がない方
・秋田市に住所がある方を保証人として届け出ができる方
市外承継者を含む
市民でかつ、埋蔵していない配偶者または2親等以内の焼骨保有者
市民でない場合、市内の代理人を選任の必要あり
但し承継者については市外在住でも許可する
条件なし
・本市に引き続き1年以上居住し住民基本台帳に登録のあるもの
・本市に本籍を有するものでかつその代理人となる2親等以内の成年者が本市に居住し住民基本台帳に登録のあるもの
・それらのいずれの場合も祭祀を主宰すべきもの
使用者およびその家族が使用する墳墓を持っていない
・本市に引き続き6か月以上住所を有する
・上記のほかに市長が事由があると認めたとき
65歳以上の方
市税を完納している
3年以上市在住者かつ他の市営墓地使用者でないこと
市外可（残数に余裕有の場合）
市税及び国民健康保険税の完納
本市に本籍または住所を有するもの、および寺院、宗教団体がその檀徒、または信徒の利用に供するもの
当初使用資格条件として本市に住所を有するもの、または本市以外に住所を有するもので、被埋葬者が本市住民であるもの等
市民に限らず申し込みができる
市民以外も使用できる
・同一世帯のものがほかに市営墓地を使用していない
・6か月以内に墓碑を建立
祭祀主催者、墓地非保有者
最初の使用者となるものは1年以上市民であることが条件
改葬を希望している者
本市に1年一年以上居住し、住民登録があること
市民もしくは死亡前、引き続き1年以上市内在住
市内在住の遺骨保持者は通年受付、その他の人々は年1回の募集・抽選
利用許可を出してから3年以内に墓を建てる
所有権の移転については現所有者からの相続に限る
利用許可日から1年以内に墓石の建立が可能な方
平瀬ダム●●（保障？）対象者

事業関係者
高知東部自動車に伴う事業による墓の移転
新規以外は旧使用者の親族
市に本籍または住所を有するもので、納骨堂を有しないもの

参考 平成 20 年度調査との比較

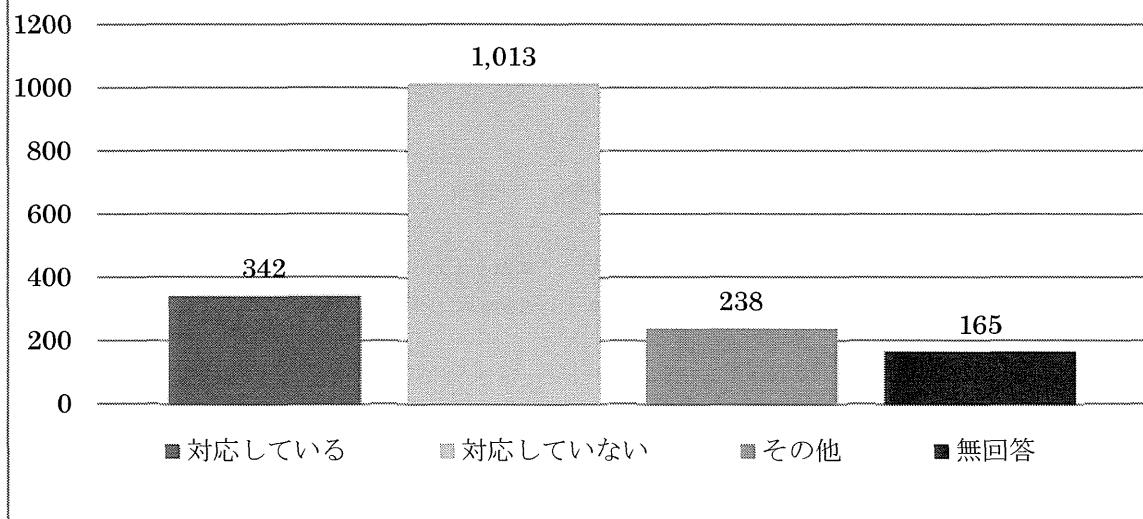
参考までに、平成 20 年に行った「全国公営霊園実情調査」の調査結果と比較する。

前回の調査では、該当する自治体以外に居住する人からの申し込みについて尋ねているが、この際「対応していない」は 56.7% で、「対応している」は 20.8% と 2 割程度という結果となっている。ただし、「その他」 13.3% の中には、やはり条件付きで対応しているとの回答がある。

【参考 平成 20 年度調査における自治体居住者以外の申し込みについて】

対応している	対応していない	その他	無回答
342	1,013	238	165
20.8%	56.7%	13.3%	9.2%

参考 自治体居住者以外の申し込みについて（平成20年度調査）



1区画あたりの面積について

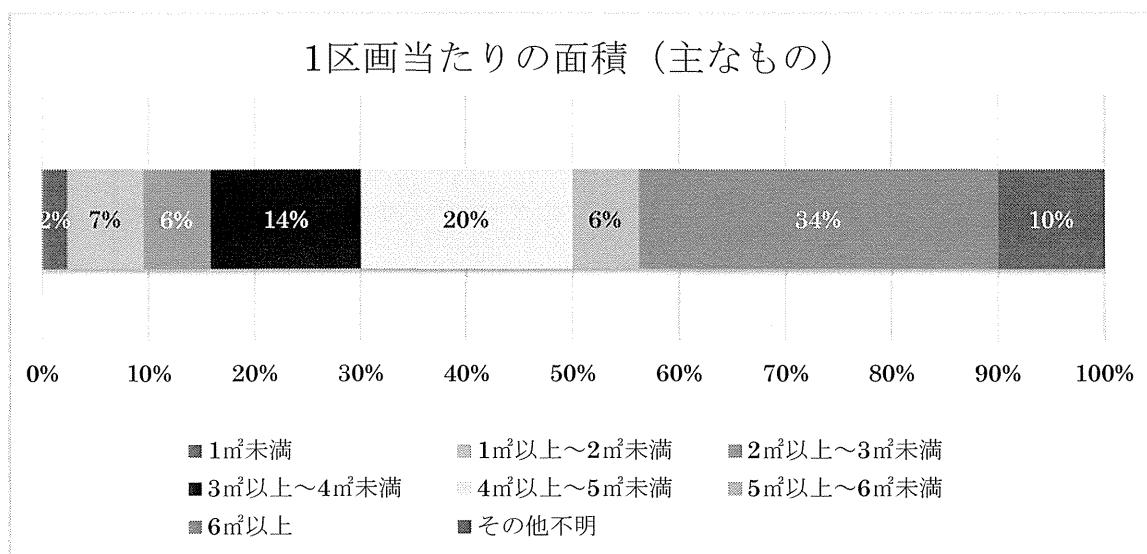
1区画当たりの面積

区画あたりの面積については、「6 m²以上」が34%と最も高い割合を占めている。一方、近年都市部の墓地で見られるような「1 m²未満」は2%という結果になった。

次に、「6 m²以上」と回答した323件の墓地について詳細を見ると、「6 m²以上7 m²未満」が56%と半数以上となった。さらに「10 m²以上20 m²未満」も2割以上あることが分かる。

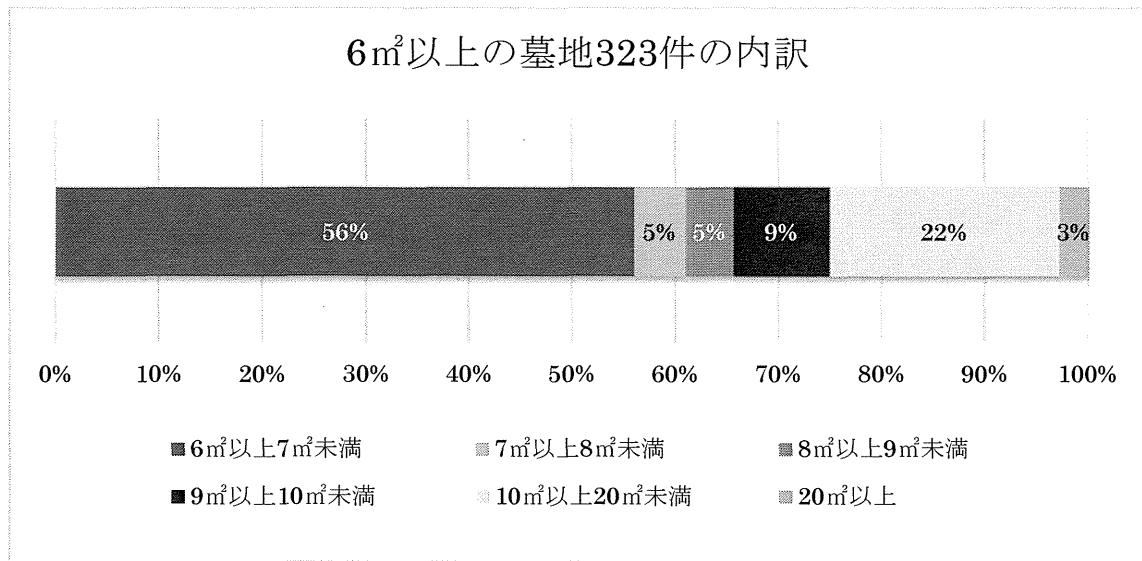
【区画当たりの面積（主なもの）】

1 m ² 未満	1 m ² 以上～2 m ² 未満	2 m ² 以上～3 m ² 未満	3 m ² 以上～4 m ² 未満	4 m ² 以上～5 m ² 未満	5 m ² 以上～6 m ² 未満	6 m ² 以上	その他不明	合計
22	68	61	135	190	59	323	95	953
2%	7%	6%	14%	20%	6%	34%	10%	100%



【6 m²以上の墓地の内訳】

6 m ² 以上7 m ² 未満	7 m ² 以上8 m ² 未満	8 m ² 以上9 m ² 未満	9 m ² 以上10 m ² 未満	10 m ² 以上20 m ² 未満	20 m ² 以上	合計
181	16	15	30	72	9	323
56%	5%	5%	9%	22%	3%	100%



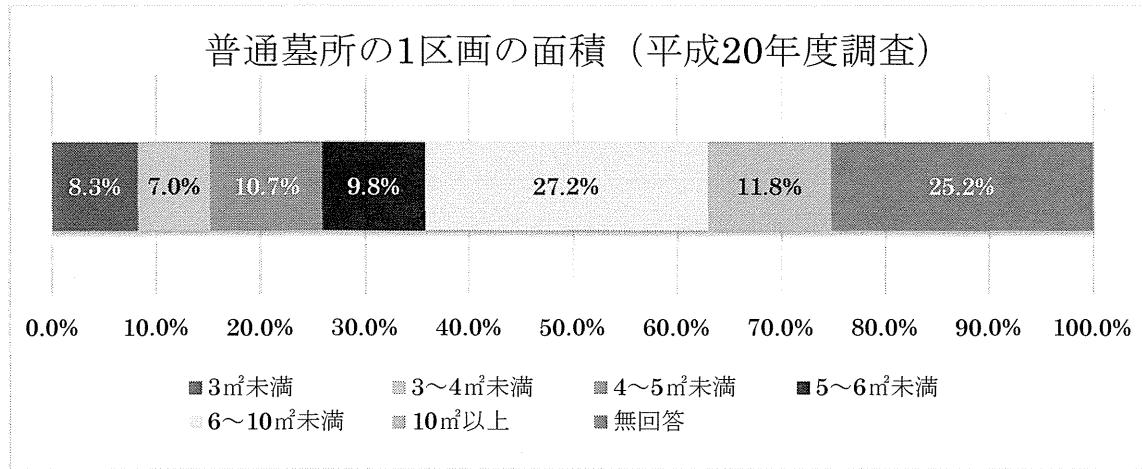
参考 平成 20 年度調査との比較

参考までに、平成 20 年度調査の中で普通墓所の区画面積の結果を見ると、普通墓所の 1 区画の面積で最も多いのも「6~10 m²未満」で 27.2%、「10 m²以上」11.8%を加えると 39%と、およそ 4 割が「6 m²以上」となる。今回の調査結果の 34%と比べると、今回の結果の方がややポイントは下がっている。

一方、「3 m²未満」の区画については、今回の結果「3 m²未満」を合算した 15%と比較して、前回調査では 8.3%と、今回の調査の方が小規模な区画の割合が高いことが分かる。

【参考 1 区画の面積（平成 20 年度調査）】

面積範囲	件数	割合	面積範囲	件数	割合	面積範囲	件数	割合	無回答		
3 m ² 未満	148	8.3%	3~4 m ² 未満	125	7.0%	4~5 m ² 未満	191	10.7%	5~6 m ² 未満	176	9.8%
									6~10 m ² 未満	486	27.2%
									10 m ² 以上	211	11.8%
										451	25.2%



建立墳墓に対する規制

建立墳墓に対する規制の有無

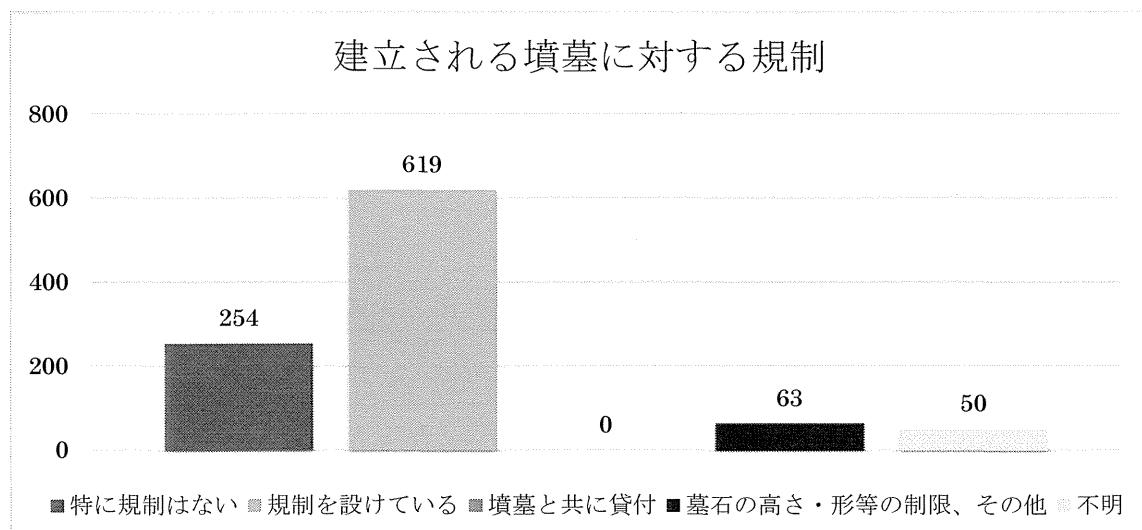
墓地に建立する墳墓について規制を設けているか否かについて尋ねた（複数回答）。

この結果を見ると「規制を設けている」は 619 件で、「特に規制はない」 254 件の倍以上という結果になった。一方、「墳墓と共に貸与」は 0 件だが、自由回答にて芝生墓所に関しては「墳墓と共に貸与」という回答もあった。

「その他」具体的な規制の内容についてはさまざまであるが、中でも墓石の高さ制限に関するものが多数見受けられた。さらに、高さだけでなく幅等にも制限を設けているケース、規格墓というところもある。また、1 区画内に建立する墳墓の数に言及するものもあった。

【建立墳墓に対する規制（複数回答）】

特に規制はない	規制を設けている	墳墓と共に貸付	墓石の高さ・形等の制限、その他	不明
254	619	0	63	50



【その他 自由回答（抜粋）】

・使用面積は 9 平米以内とすること
・その他墓地条例施行規則第 6 条を参照のこと
499 区画のうち同一の墓石形状に規制された区画が 293、ほかの 206 区画は規制なし
墳墓の高さ 3m 内、盛土 30cm 内
高さ制限
墓碑等高さ 2m 以内、外柵 0.6m 以内、樹木 1.5m 以内
規制墓所と自由墓所がそれぞれある
自由区画と規制区画がある

・墓碑等の高さ 2m 以内、外柵の高さ 60cm 以内、盛土の高さ 30cm 以内
・墓誌の高さ 1.2m 以内、幅 90cm 以内、塔婆の幅 1m 以内等
囲いの高さ 1m 以内、盛土、地面から 0.3m 以内、土留は石材、またはコンクリート等 樹木は地面から 2m 以内
墓碑およびこれに類するものの高さを 3m 以内とする
墓碑、香炉、花立てはカロートの上部、高さ 60cm 以内、幅 60cm、奥行き 80cm とするなど
墓碑の表示、原則墓地の利用許可を受けたものの姓
その他
芝生墓地は墳墓と共に貸与。ふつう墓地は規制を設ける予定
墓碑の企画あり
高さ、地上 2.1m 以内
高さ、地上 2.5m 以内
高さ、地上 2.0m 以内
一部区画は墓石の企画を統一
基礎の総高 2.5m 以内、隣接境界線との間隔、0.2m 以上
運営規約による
高さが地上より 2m 以内であること
現存する墓石の専有面積以内での建替えのみ承認している
家名および建立者表示が使用者またはその直系親族であること
建立や改造時に事前に届け出が必要
墓石の高さ、面積、建立者名は使用者で、表面=使用者の氏名、その他文字
墓碑の高さは通路地盤面より 2.0m 以内
規制のない区域と規制のある区域がある
石、規格共に統一している
1 区画 1 基。高さ、奥行き幅員の制限有
1 区画に 1 基
墳墓の高さ 2.8m、囲障の高さ 0.8m 以内
墳墓の高さ、2.8m 以内
墓の形を統一

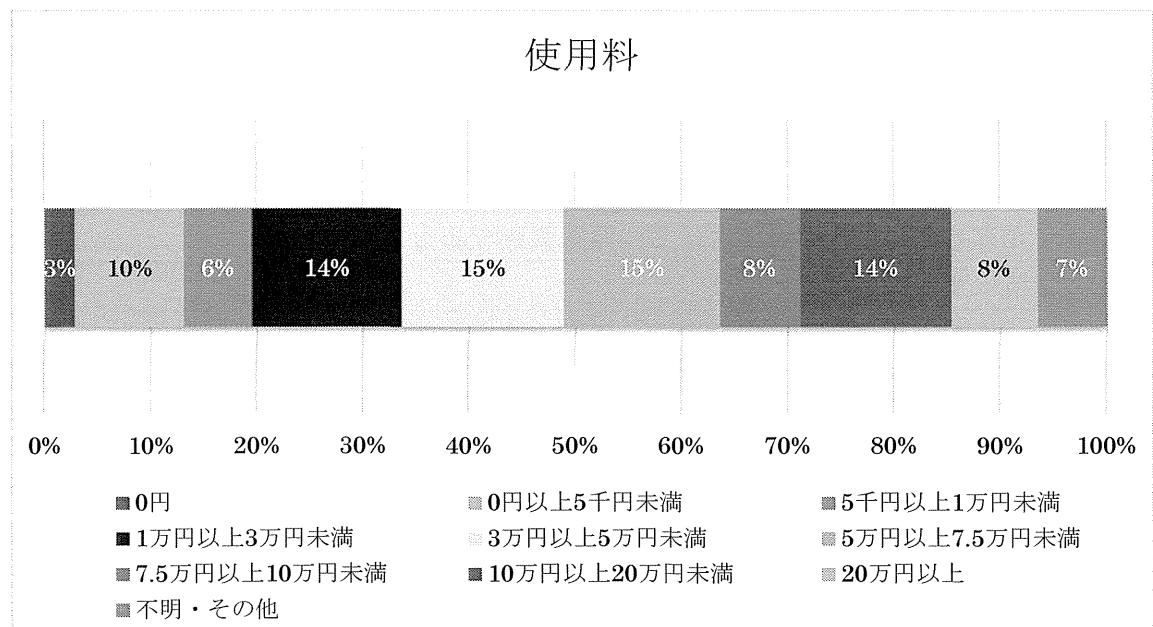
使用料について

墓地の使用料

使用料については、「3万円以上5万円未満」「5万円以上7.5万円未満」がそれぞれ15%とほぼ同じ割合となった。また3%ではあるが、「0円」という回答もある。全体を通じて何らかの規則性があるというわけではなく、立地条件や墓地開設の経緯、開設にかかった費用などによるものと思われる。

【使用料】

0円	0円以上5千円未満	5千円以上1万円未満	1万円以上3万円未満	3万円以上5万円未満	5万円以上7.5万円未満	7.5万円以上10万円未満	10万円以上20万円未満	20万円以上	不明・その他	合計
27	98	61	135	145	140	72	135	78	62	953
3%	10%	6%	14%	15%	15%	8%	14%	8%	7%	100%

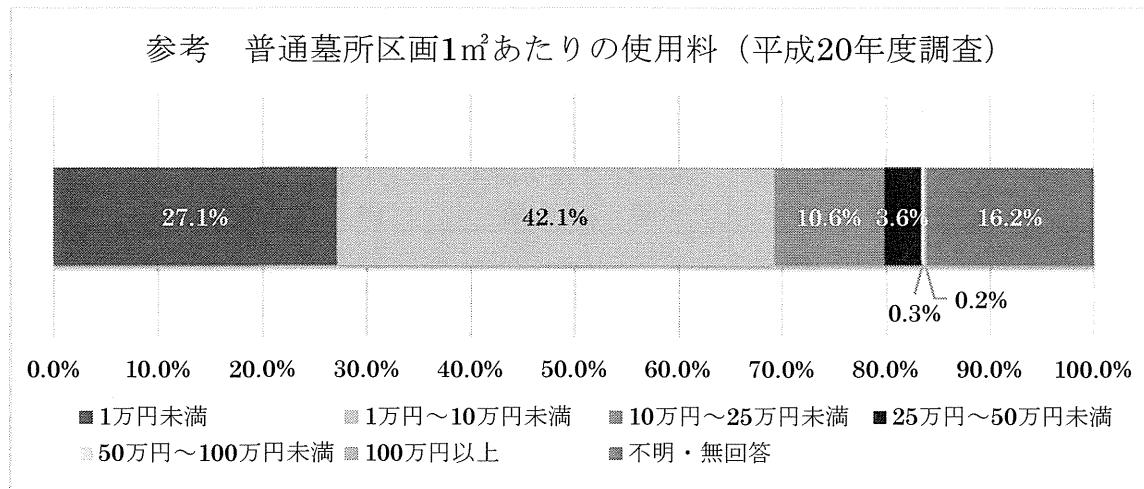


参考 平成20年度調査

平成20年度に行った調査の結果から、普通墓所の使用料を見てみる。1平方メートルあたりの使用料で、最も高い割合を占めているのが「1万円～10万円未満」で42.1%となっている。次いで「1万円未満」が27.1%となる。また、50万円を超えるものも見受けられたが、その割合は1%に満たない。

【参考 1 m²あたりの普通墓所の使用料（平成20年度調査）】

1万円未満	1万円～10万円未満	10万円～25万円未満	25万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円以上	不明・無回答
485	752	190	64	5	3	289
27.1%	42.1%	10.6%	3.6%	0.3%	0.2%	16.2%



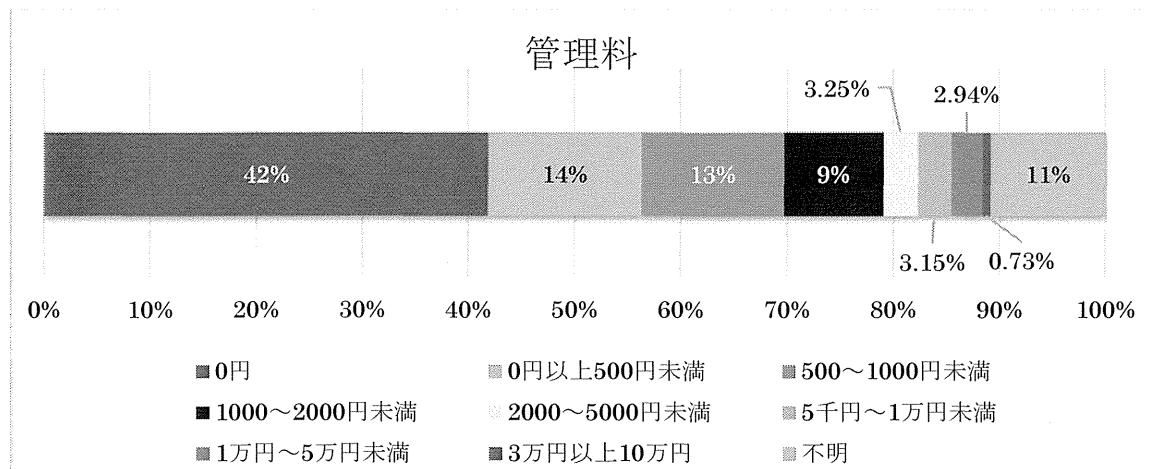
管理料について

墓地の管理料

墓地の管理料については、「0円」という回答が最も高い割合を示しており、4割を超える結果となった。次いで「0円以上500円未満」が14%、「500円以上1,000円未満」が13%と、管理費を徴収していないケースも含め、約7割が「管理料は1,000円に満たない」という結果となった。

【管理料】

	0円以上500円未満	500～1000円未満	1000～2000円未満	2000～5000円未満	5千円～1万円未満	1万円～5万円未満	3万円以上10万円	不明	合計
399	137	128	89	31	30	28	7	104	953
42%	14%	13%	9%	3.25%	3.15%	2.94%	0.73%	11%	100%



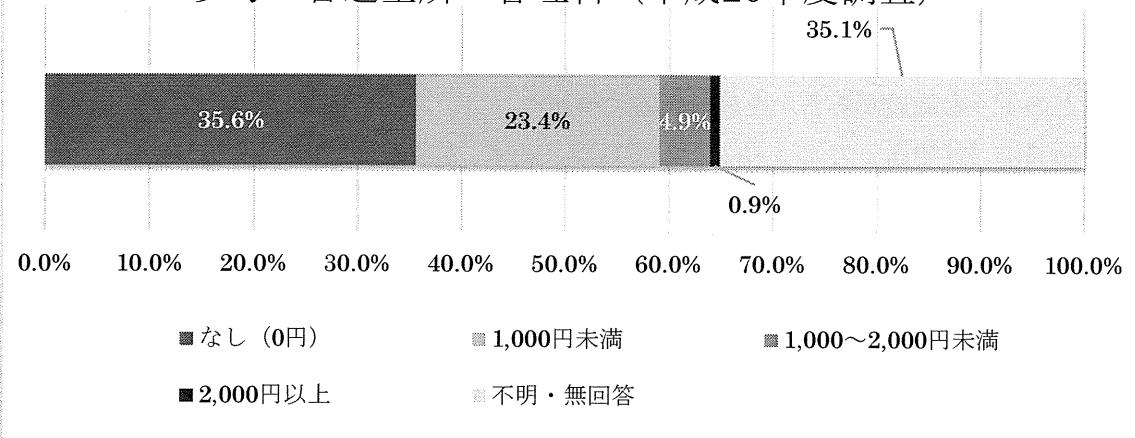
参考 平成 20 年度調査

平成 20 年度の調査結果から、普通墓所の管理料については下記の通りとなっている。やはり今回の調査と同様、「なし(0円)」の占める割合が最も高く 35.6% となっている。次いで「1,000円未満」が 23.4% となっており、合計で 59% と約 6 割が「1,000円に満たない」額となる。今回の調査結果と比較すると、管理料 1,000円未満の割合は増加傾向にあるといえよう。

【普通墓所の管理料 平成 20 年度調査】

なし(0円)	1,000円未満	1,000～2,000円未満	2,000円以上	不明・無回答
637	419	88	16	628
35.6%	23.4%	4.9%	0.9%	35.1%

参考 普通墓所の管理料（平成20年度調査）



墓地内にある施設

墓地内にある施設

墓地内にどのような施設があるかを複数回答で尋ねた。

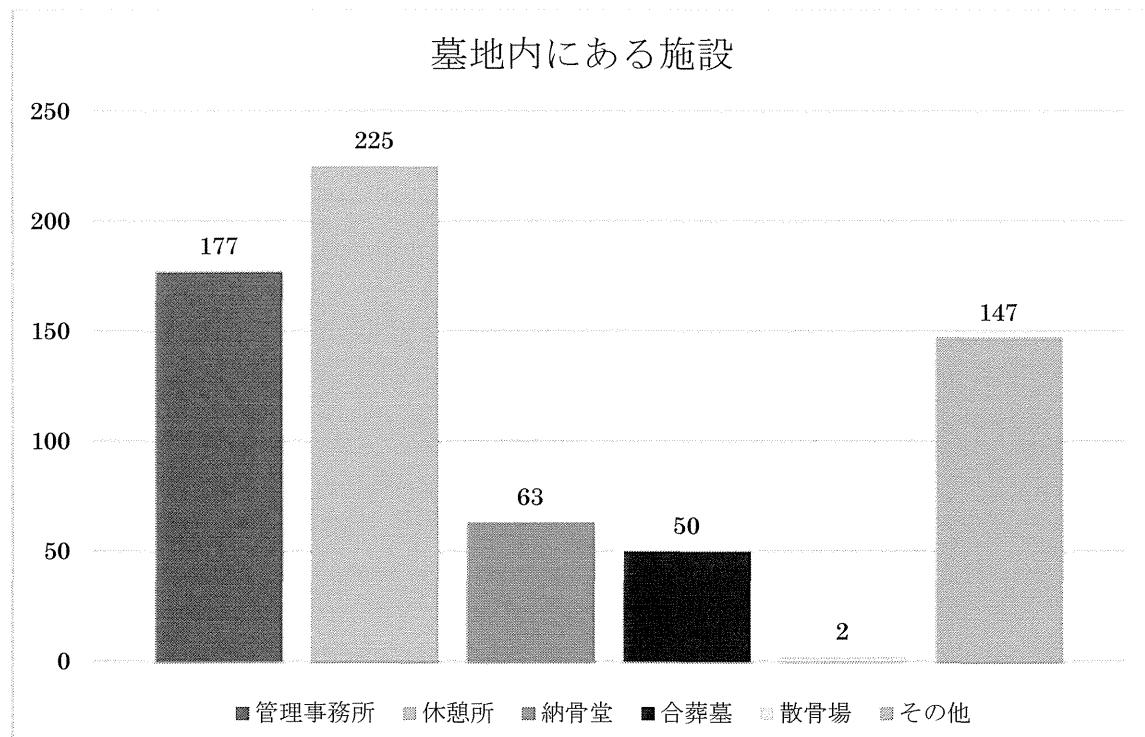
最も多い回答は「休憩所」で 225 件となっている。一方、供養に関する施設としては、「納骨堂」が 63 件、「合葬墓」が 50 件という結果である。

「その他」の自由記述の回答の中でも、「あづまや」等は数多く見られた。また「無縁供養塔」等も散見された。

なお、参考までに平成 20 年度に行った調査では、「納骨堂」の開設年についての回答が 75 件、「合葬墓」の開設年についての回答が 16 件となっている。これらの数字をそれぞれの施設の数と仮定すると、今回の調査結果では「合葬墓」の件数は前回調査よりだいぶ多いと言えよう。

【墓地内にある施設】

管理事務所	休憩所	納骨堂	合葬墓	散骨場	その他
177	225	63	50	2	147



【その他（自由回答）】

水道、駐車場

無縁供養塔

区画および給水設備のみ

・無縁墓碑（身元不明の行旅死亡人や市内在住者で身寄りがなく埋葬等を行う扶養義務者がいない場合の遺骨を収蔵する施設

トイレ、慰靈堂（無縁骨用）

あずまや

供養塔↓

- ・行旅死亡人で身元不明人
- ・相続人及び扶養義務者のない死亡人
- ・無縁墳墓の改葬に伴う納骨

無縁仏慰靈塔

無縁塔

斎場

倉庫、トイレ

礼拝堂

葬祭センター 平成4年度建設 市管理

仏舎利塔、トイレ、車庫、物置、給水場、駐車場（166台）

トイレ兼物置、給水場、駐車場（49台）、四阿

無縁塔

水汲み場

管理棟、駐車場、東屋、水屋

祭場

駐車場、広場、公園、緑地

駐車場、東屋

水汲み場

トイレ、水道、駐車場、東屋

あずまや、線香点火台

無縁墳墓

野外休憩所

無縁合葬墓（無縁化した墓所の改葬先）

水道布設

駐車場、上水道

地蔵堂、忠靈碑

中央広場

駐車場、トイレ、水汲み、児童広場、庭園

木桶置き場

納骨堂の待合棟

ゴミ集積所、水汲み場、トイレ

水汲み場、ごみ集積所、屋根付きベンチ
公衆トイレ、駐車場
ゴミ集積所、水汲み場、
トイレ、駐車場
集会所、駐車場
参拝室、記名板
無縁塚（供養塔）
動物納骨堂、ロシア兵墓地、無縁塔、上品寺、花店
トイレ、池、ベンチ他
地元の村の既設墓地
近くに斎場の事務所あり
駐車場、トイレ、給水
トイレ、花がらコンテナ、給水場
無縁供養塔
無縁墳墓の納骨敷地を整備
共同墓碑
トイレ、芝生広場、遊具、駐車場
トイレ、多目的広場、芝生広場、桜の園、駐車場
トイレおよび倉庫
慰靈塔（無縁仏）
遊具、広場
井戸小屋
無縁納骨堂
無縁墓地

【参考 納骨堂・合葬墓の開設年（平成20年度調査）】

	1911年（明治）以前	1912～1945年（戦前）	1946～1988年（戦後）	1989年（平成）以降～
納骨堂	0	2	49	24
合葬墓	1	0	3	12

今後、墓地内に整備を検討している施設について

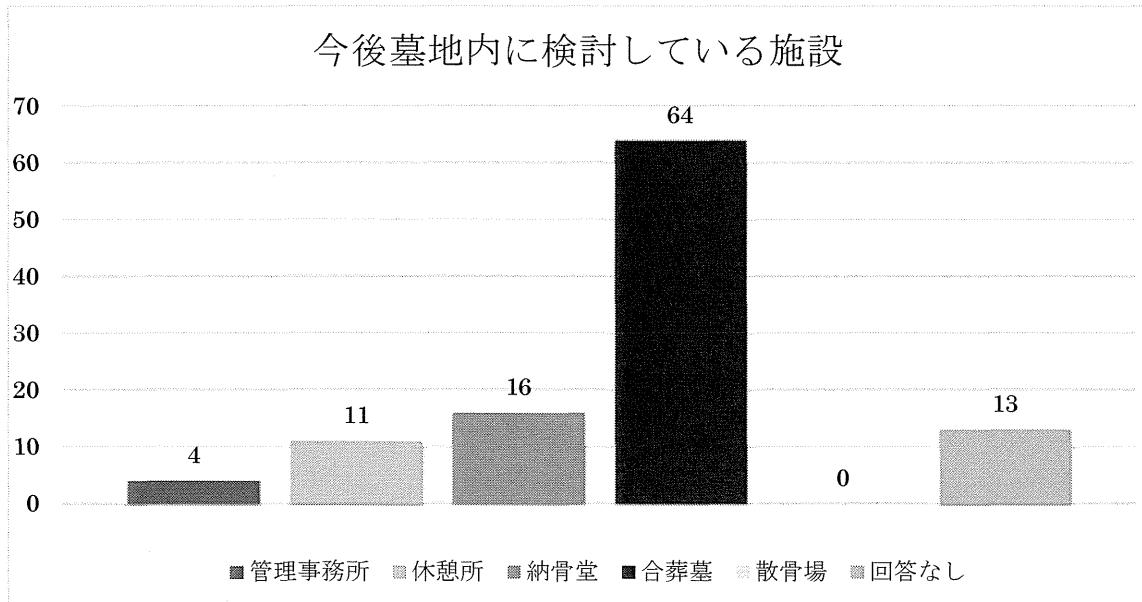
今後、墓地内に整備を検討している施設

今後、墓地内に整備を検討している施設について複数回答で尋ねた。合葬墓（いわゆる永代供養墓）が 64 件と最も多く、次いで納骨堂 16 件と続くが、散骨場については 0 件という結果になった。また、遺骨の収容ではなく、墓地を訪れる利用者に向けた施設としては、休憩所が 11 件となっている。

「その他」の回答に、具体的な施設の内容について自由回答で尋ねたところ、やはり合葬墓に類する施設とする回答が散見したが、樹林墓地とする回答は 1 件のみであった。また、「東日本大震災身元不明犠牲者の供養塔」という回答も寄せられた。

【今後墓地内に検討している施設】

管理事務所	休憩所	納骨堂	合葬墓	散骨場	回答なし
4	11	16	64	0	13



【その他（具体的に）】

合同納骨塚
トイレ
無縁の碑
東日本大震災身元不明犠牲者の供養塔
看板設置、給水場設置
0.16ha 170 区画の整備計画をしている
駐車場増設
樹林墓地、堅穴式合祀墓
墓地区画 250 基増設予定

駐車場
あずまや、トイレ
植栽が枯れたところをコンクリート舗装工事を行う
共同墓碑
無縁墳墓の整理（改葬）を行うために共同納骨堂を設ける必要がある。 ただし、納骨堂の設置場所については現在墓地がある永田町になるか別の場所になるかは未定